

2016

フィージビリティ
スタディ

非営利組織の第三者書面評価

一般財団法人 非営利組織評価センター
2016年9月～・第2期募集

1. なぜ非営利組織の第三者評価が必要なのか

1998年に特定非営利活動促進法が制定されて以来、5万を超えるNPOが法人格を取得し活躍しています。一般法人も4万団体を超えました。これら公益活動を行う非営利組織の皆さんの手によって、地域の人々の様々な課題がサポートされています。

そして、3.11の東日本大震災以降、全国で寄付支援やボランティア参加の意識が高まっています。ですが、寄付をしたい一般の方は、どこに寄付していいかわからないとおっしゃいます。

ある都市銀行の行員の方の言葉です。

「団塊世代以上のご夫婦から、被災地支援の活動に寄付したいけれど、どこに寄付していいかわからない。寄付先を選んでくれませんかと頼まれます。個人的な意見で紹介することもできず困っています。」

各団体の活動の内容はホームページ等で分かっていても、その団体がどのように運営をされているかはわからない。寄付が有意義に活用されるのだろうか……というご心配です。

また、活動実態がわからない団体の存在や不祥事が報道されることで、ソーシャルセクター全体に対する信頼が低下。頑張っている団体にとっては迷惑な事情もあります。

そんな場合、NPO法人等は活動内容をもっとPRすればいい……という方法では、社会課題の解決を具体的に支援したいと考える慎重な人の心配を解消することができません。評価はプレゼンとは異なり、他者が行うことで信憑性が生まれるからです。

チャリティの歴史が長い諸外国では、第三者である評価機関が寄付等の支援を受けて活動する団体の運営状況を評価認証し、その結果を公開しています。

日本でも同様に非営利組織の評価が必要な時期になったのではないか。そのような議論が2014年9月30日から2015年9月15日、「非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会」全9回で行われました。その委員会では、どのような制度・基準を活用すれば「信頼できる非営利組織」を第三者的に評価できるかについて検討が進められました。

「非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会」からは、組織評価のために下記の5分野について確認することが必要であるとの提言がありました。

1. 組織ミッションと事業(の明示)
2. ガバナンス
3. コンプライアンス
4. 透明性
5. 事務局マネジメント

事業そのものはそれぞれの団体が課題意識を持って取り組まれています。そこで事業の目的や内容ではなく、運営の土台となる組織の状況の評価する。つまり、この評価では組織の運営状況をみるものです。

5分野にそれぞれ設問を設け、「はい」「いいえ」で回答できる基準を策定しました。

2015年3月には、当センターの設立準備会よりご依頼して、全国のNPO法人、認定NPO法人、一般法人そして公益法人に上記の組織評価を試行事業として受けていただきました。

当初、5分野の設問の回答全てが「はい」となることを期待し、そのような団体を公表することを目指していました。

ところが、回答していただいた結果はまちまち。全て「はい」となった団体はありませんでした。基準の内容が実態に合っていない…という反省を踏まえ、評価基準の改定作業を行っています。

評価基準の改定は、NPO 中間支援団体、助成財団、大学教授等の有識者からなる評価制度開発検討委員会を設置し、検討を行っています。

2. 2016 年度組織評価のフィージビリティ・スタディ全 300 団体を募集

2016 年度は一般募集により、この第三者評価を受けていただく団体を募集します。春には 50 団体の上限に先行受付しました。

9 月のこのご案内では 150 団体まで評価の試行事業(フィージビリティ・スタディ)にご協力いただける団体様を募集し、無償で評価をご提供します。

いち早くこの評価を受けていただける団体の方には、評価を受けるご体験についてアンケート等をお願いし、共にこの制度を作り上げるお手伝いをいただきたいと思います。

3. 評価実施のステップ

どうやって組織評価を行うのか？

まずは、評価を受ける団体の皆さんに「自己評価」に取り組んでいただきます。

評価の設問は、例えば、Ⅲ.コンプライアンスの「個人情報保護の取組み」という基準の場合、「個人情報保護に関する基本方針及び取扱い規程を明示し、取り組んでいる」という設問です。この設問に「はい」か「いいえ」で回答していただきます。

そして、「はい」の場合は、団体で備えている方針・規程の文書データをエヴィデンス(根拠)としてデータ送付していただくか、ホームページ掲載の場合はその URL をお知らせいただきます。その有無を当センターの評価者が確認し、第三者として「はい」の裏付けを確認したという評価を行います。

第2期で募集する団体の皆様をお願いする評価基準は「5分野・41項目」です。内容は[こちら](#)をご覧ください。

評価の実施はホームページにもご案内のとおり、次のような5ステップです。

Step 1

自己評価

お送りする「自己評価の手引書」に基づき、5分野それぞれの基準の自己評価を実施してください。この時点で不足点があれば整備を実施して下さい。ネガティブチェックではなく、この機会を基盤整備のために使っていただきたいからです。

Step 2

申請

自己評価結果と評価の根拠(エヴィデンス)となる書類データを非営利組織評価センターへ送付して、第三者評価書面を申し込んでください。書類データはメール送付ください。

Step 3	第三者書面評価	2の内容に基づいて、非営利組織評価センターが第三者評価を実施します。
Step 4	評価結果の通知	第三者評価結果を評価申請団体に通知します、内容を確認してください。不足書類等を再送付いただける期間を設けます。
Step 5	評価結果の公開	非営利組織評価センターのサイト等で組織評価の結果を公開します。結果は非公開とすることも選んでいただけます。

4. 評価結果の公開について

評価結果の公開方法については、最も一般の方に伝わるようにしたい、NPO 法人等の皆さんに支援が集まることを目指したいとの願いから、現在検討を行っています。

第三者評価と見せ方について、「うちの団体は公開したくない」というご判断の場合は、上記ステップ5に行く前に「取り下げ」いただくこともできます。

5. 新基準の追加評価のお願い(2016年10月頃)

1の後段でご案内の通り、現在、評価制度開発検討委員会で評価基準をブラッシュアップしています。自己評価を実施していただいた「5分野・41項目」と差異があった場合は、お手数ですが追加で新たに加わった項目の自己評価・第三者評価をお願いします。また同じ意図の評価基準の文言が変更になることもございます。

その内容を踏まえて、評価・結果公開へ進みます。

— 自己評価の準備と考え方 —

1. 回答しやすい項目から

評価項目は全部で41項目あります。大項目Ⅰにある組織にとって重要かつ抽象度の高い内容から、Ⅴに向って、組織運営の具体的な実践の確認へと展開しています。

回答順は任意のため、回答しやすいものから自己評価を進めてください。Ⅴ → Ⅳ → Ⅲ → Ⅱ → Ⅰの大項目順で自己評価をしていただいても構いません。

2. 法定要求水準以上の組織評価です

この第三者評価は、非営利組織の透明性・信頼性をステークホルダーと共有することで充実した支援環境の実現をめざしています。そのため、法令で定めるより高い水準のガバナンス(組織統治)を求めています。「この内容をクリアして欲しい」という基準作成者の願いが込められた評価であることをあらかじめご承知ください。

3. 組織の自己診断をエンパワメントに活用ください

上記でご案内したように、この基準は非営利組織に対して高い水準の組織運営を求めています。本評価に取り組む過程で、「この規定の備えが無かった」「文書として残していない」場合は自己評価結果とエビデンス書類データをご提出するまでに整備していただければ「はい」と自己評価していただいて構いません。

— FAQ —

エビデンス(根拠)書類について

Q1 エビデンスは例示されているものを提出する必要がありますか？

A1 エビデンスは、貴団体が自己評価を行った際、その判断に沿って行った評価(「はい」を選んだ場合)の根拠を明確にし、第三者である私たち確認者が客観的にその評価ができるものを指します。

本評価項目で例示している「評価の視点及びエビデンスの例」は、あくまでも参考例として挙げているものであって、何をエビデンスとするかは各組織の判断によって異なります。したがって、例示されたエビデンス以外のものであっても特に問題はありません。また複数の書類を組み合わせることによって判断できる場合は1点ではなく、判断に必要な書類データを全て挙げてください。

Q2 エビデンス書類の提出の方法はどのようなものですか？

A2 エビデンスは書類データとして、メール等でご送付ください。プリントアウトの場合はFAXまたは郵送でもお受けします。

機密性の高い情報について

Q3 議事録記載内容によっては、エビデンスとして外部に提出することが難しい内容のものがあるのですが…

A3 エビデンス(根拠)としてご提出いただく貴団体内部の書類データについては、当団体のプライバシーポリシーに則り取

り扱い、組織の第三者書面評価以外の目的では利用いたしません。ご安心下さい。

また、議事録等をエビデンスとしてご提出いただく場合、評価内容に関係の無い議事内容そのものは、複写時(データ作成時)に塗りつぶしてご提出していただいても構いません。

自己評価の取り組み方

Q4 自己評価はどのように実施するのでしょうか？

A4 自己評価については、組織として取り組んでいただけるよう、1人の担当者が全てを行うのではなく、できれば職位の異なる数名で構成するチームでお取り組みください。

これまでにフィージビリティ・スタディにご協力いただいた団体様では2度の会議の場を設けて実施、または施設の責任者と事務スタッフのチームで実施される等、計3時間～8時間かけて実施されたと伺っています。

組織内の「仕組み」について

Q5 評価基準にある「仕組み」とはどのようなものですか？

A5 貴団体が業務を進める手順として、例えば「口頭で確認する」というルールがあれば、それも仕組みの一つです。

そして、そのルールに則って「口頭で確認が実施されたことを記録として残す」ことで実施状況が把握できます。

エビデンスとしてご提出いただくのは — 議事録、チェックシート、記録票、上長への報告メール…… — どのようなものでも構いません(これも一例です)。その仕組みが運用されていることについて、評価者が第三者的に確認できるものをご提出ください。

第三者書面評価の結果について

Q6 この評価項目に「はい」「いいえ」が何個あれば組織評価結果が○になると決まっていますか？

A6 この非営利組織の第三者書面評価では、公益活動を行う組織の評価について新たに評価基準を策定しました。そのため、法令で定めるより高い水準の運営を求める等、実際に活動される組織がどの程度、この評価で求める内容を実現されているかは未知数です。

2016年度は試行事業(フィージビリティ・スタディ)として評価団体を一般応募させていただき、その回答の分野や割合を集計・分析し、組織評価結果を検討していきます。

加えて、定量的な評価結果を獲得し、組織評価としてどのように活用できるかを開発していきます。

9月受付の第三者組織評価(無料)の募集は150団体様までとさせていただきます。
受付期間は、2016年9月26日(月)から10月11日(火)までです。

ぜひ初年度の2016年に組織評価の取り組みにご参加ください。